

第3回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日(火)午後1時00分から午後2時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 1番 高橋 睦子)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第2号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 報告第3号 特別委員会事業結果報告及び事業計画の報告について

第 6 報告第4号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 7 議 第 9 号 川西町農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について

第 8 議 第 10 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 9 議 第 11 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第10 議 第 12 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第11 議 第 13 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第12 議 第 14 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第13 議 第 15 号 農地転用に伴う事業計画変更に対する意見について

第14 議 第 16 号 農用地利用集積計画に対する決定について

第15 選 第 5 号 運営委員会副委員長の互選について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきた
いと思います。よろしくお願いします。

会長 大沼藤一

新たな制度が始まり、連携のむずかしさもあるようですが、スムーズな議事進行にご協力いた
だくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第3回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は1番高橋睦子委員です。川
西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入り
ます。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定
により本職から指名いたします。3番後藤満良委員、4番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐
並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りと
することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第2号、職員の任免についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

資料の1ページをご覧ください。報告第2号、職員の任免について 本委員会事務局職員に
ついて、下記の通り発令したので委員会に報告する。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第3号 特別委員会事業結果及び事業計画の報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

2ページをご覧ください。議第3号特別委員会事業結果及び事業計画の報告について（特別委員会事業結果及び事業計画の報告についてを説明）

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第4号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 須貝枝里子

資料の5ページをご覧ください。報告第4号、平成29年3月17日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

利用権の設定。3月申し出件数2件、田13,595㎡。個人への調整決定2件、田13,595㎡。利用権設定合計2件、田13,595㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第7、議第9号 川西町農業委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

10ページをご覧ください。川西町農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について川西町農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について委員会の可否を求める。

議長 大沼藤一

事務局の説明が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、原案のとおり規則を制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を原案のとおり決定することにいたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第10号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

11ページをご覧ください。議第10号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は14件です。

(議第10号1番から14番について朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

14ページをご覧ください。議第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第11号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について、議席9番 黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、4月20日に荒井推進委員が現地確認をしました。今回の申請は、親子間の贈与、受贈です。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に番号2番について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号2番について、4月18日に牛谷推進委員が現地確認をしました。今回の申請は、第三者間の贈与、受贈です。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

15ページをご覧ください。議第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第3条の規定により、賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。通知件数は17件です。

(議第12号1番から17番について朗読により説明)

以上です。

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
はじめに番号1番、6番から7番及び13番から16番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号1番について、4月19日牛谷推進委員が現地調査をしました。離農、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

6番、7番について、4月19日齊藤推進委員が現地調査をしました。どちらも貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみてそれぞれ10a当たり●●円は妥当と判断します。

13番から15番について、4月19日牛谷推進委員が現地調査をしました。離農、受け手はそれぞれ経営規模拡大のための申請です。賃借人は、いずれも意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみてそれぞれ10a当たり●●円は妥当と判断します。

16番についても、4月19日牛谷推進委員が現地調査をしました。離農、受け手はそれぞれ経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号2番及び4番について、2番 鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号2番について、4月20日竹田推進委員が現地調査をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

番号4番については、現地確認が実施されなかったため今回は保留ということをお願いいたします。

議長 大沼藤一

次に、番号3番及び17番について、8番 高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号3番について、4月21日竹田推進委員が現地調査をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

番号17番について、4月16日に渡部推進委員が現地確認をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号5番について、4番 新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号5番について、4月17日高梨推進委員が現地調査をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号8番について、9番 黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号8番について、4月17日江袋推進委員が現地調査をしました。規模縮小、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号9番から12番について、6番 新野庄右エ門委員より報告願います。

9番 新野庄右エ門委員

番号9番から 11番について、4月17日須貝推進委員が現地調査をしました。貸し直し、受け手はそれぞれ経営規模拡大のための申請です。賃借人はいずれも、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみてそれぞれ10a当たり●●円は妥当と判断します。

番号12番について、4月20日市川推進委員が現地調査をしました。貸し直し、経営規模拡大のための申請です。賃借人は、3月に農地所有適格法人になり意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、番号4番を除き許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

20ページをご覧ください。議第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第13号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、4月16日山田推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、譲受のための申請です。借人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 大沼藤一

次に番号2番について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一

番号2番について、4月18日齊藤推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、譲受のための申請です。借人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

(質問なし)

議長 大沼藤一

日程第12、議第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)と日程13、議第15号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見については、関連がございますので、川西町農業委員会会議規則第14条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 大沼藤一

ご異議なしと認めます。よって議第14号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてと議第15号農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見については、一括議題といたします。議第14号並びに議第15号について、事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

22ページをご覧ください。議第14号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第14号1番について朗読により説明)

県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年9月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用区域内の第2種農地と判断されます。面積は、既に今回事業変更する農地を併用地としており、妥当と判断します。資金については、自己資金と借入金でまかなう計画です。土地改良区の受益地ではありません。

よって、農地の区分と転用目的については適当であると判断され、今回の申請は許可基準に沿った申請内容と思われます。

23ページです。議第15号農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用に伴う事業変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第15号1番について朗読により説明)

県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。本案件は平成8年11月28日付けで既に転用許可された計画を変更するものです。工事計画は許可後着工し、平成29年9月末日で完了する計画です。当初、駐車場と車庫を建設するために農地転用許可

されたものであります。先に申請のありました5条と合わせて、今回の申請は許可基準に沿った申請内容と思われます。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

農地法第5条申請番号1番及び農地転用に伴う事業変更申請番号1番について、平成29年4月17日 高橋睦子委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、農振白地の畑であり、国道287号線の道路と盛土された事業計画変更の農地に囲まれており、周辺の農地への影響はないものと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

それでは、はじめに議第14号について採決を行います。本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

次に議第15号について採決を行います。本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第16号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

はじめに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号7371番及び7372番は議席8番高橋孝博委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございません

か。

(異議なし)

それでは、議席8番高橋孝博委員については、本人に関する案件については、室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

それでははじめに整理番号7371番及び7372番の件について審議に入りますので、議席8番高橋孝博委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

議第16号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

24ページです。(議第16号本文及び25ページ整理番号7371番及び26ページ整理番号7372番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7371番及び7372番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

議長 大沼藤一

高橋孝博委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に決定いただきました整理番号7371番及び7372番を除いた各案件について事務局の説明を求めます。

主事 須貝枝里子

25ページです。(整理番号7371番及び7372番を除き、整理番号7369番から7401番まで

について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7371番及び7372番を除き、整理番号7369番から7401番までについて、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第15、選第5号 運営委員会副委員長の互選についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長 阪野正則

選第5号 運営委員会副委員長の互選について。川西町農業委員会規則第4条第3項の定めるところにより、運営委員会副委員長を互選されたい。

議長 大沼藤一

ただいま、事務局長より説明がありましたが、本職より指名推薦させていただくことでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

それでは、運営委員会副委員長に会長代理の黒澤一利委員を指名推薦いたします。よろしいでしょうか。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、運営委員会副委員長を黒澤一利委員と決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第3回川西町農業委員会総会を閉会いたします。